

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

奈良国民年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から56年3月まで
昭和55年7月ごろ、国民年金への加入を勧めに役場の職員が自宅に来たので、母親が私の国民年金の加入手続をしてくれた。その際、同職員に20歳から納付していなかった期間の保険料額を計算してもらい、後日、役場の窓口でこの保険料を一括納付した。また、国民年金に加入してからは、毎月、母親が納付組織を通じて国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和51年12月から55年6月までについて、申立人の国民年金保険料を納付したとする母親は、国民年金に加入した経緯や加入当初に保険料を納付した際の状況を具体的に記憶している上、これは、申立期間当時、役場で国民年金業務を担当していた元職員が、「55年6月に、個別訪問による加入勧奨を実施し、申立人の母親に、特例納付制度及び20歳からの未納保険料額について説明をした。」と証言している内容とも合致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年7月31日は、第3回特例納付が実施されていた期間（53年7月1日から55年6月30日まで）を過ぎているが、オンライン記録によると、申立人と同日に国民年金手帳記号番号が払い出されている被保険者3人が特例納付をしていたことが確認できるとともに、このうち1人は、「55年6月10日に役場窓口で特例納付保険料を納付し、その際に役場が当該保険料を受領した預り証を所持している。」と証言していることから、申立人の母親は、国民年金の加入勧奨時に申立人の20歳からの未納保険料を特例納付及び過年度納付により一括納付することが可能であったものと考えられる。

さらに、A市が保管している国民年金被保険者台帳及び申立人の所持して

いる年金手帳には、申立人の国民年金の資格取得日は、昭和 55 年 7 月 1 日と記載され、申立期間のうち、51 年 12 月から 55 年 6 月までは未加入期間となっているが、資格取得日を 55 年 7 月 1 日とする根拠は認められず、申立人が 20 歳に到達した日の前日の 51 年*月*日を資格取得日にしなければならないものと考えられることから、国民年金の加入手続時に行政側の適正な事務処理が行われなかった事情がうかがえる。

加えて、申立人の母親が一括納付したとする保険料額は、昭和 51 年 12 月から 55 年 6 月までについて、特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の保険料額とほぼ一致している。

申立期間のうち、昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月までについて、申立人が居住していた地域に納付組織が存在していたことが、A 市の説明、優良な納付組織を表彰した記録及び納付組織の名称に関する申立人の記憶から確認でき、また、国民年金の加入後、納付組織を通じて、毎月、保険料を納付していたとする申立人の母親の証言は、当時の役場の保険料の収納状況と合致している。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き未納が無く、また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親は、昭和 36 年 4 月から 61 年 3 月まで保険料を完納しているとともに、申立人の父親も、申立期間について国民年金保険料の未納は無く、保険料納付の意識が高かったものと考えられることから、加入手続を行った直後の 55 年 7 月から 56 年 3 月までの申立人の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年6月まで

私は、社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の納付催告状が来たので、すぐに申立期間の保険料を郵便局で納付した。これまでも、私が所持していた領収書で未納記録を納付済みに訂正されたことがある。何らかの手違いで記録されていないものと思われるので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月から国民年金保険料の納付を始めて以降、申立期間を除き保険料の未納は無く、結婚後も国民年金に任意加入し、複数の転居に際しても転出入手続を怠ること無く保険料納付を継続しており、保険料納付の意識が高いことがうかがえる。

また、申立期間に連続する前後の期間の保険料納付に関して、未納とされていたものが申立人の所持する領収書をもって納付済みに訂正されているなど、当時、適正な事務処理が行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は6か月と短期間である上、前後の期間が納付済みであることを踏まえると、当該期間についてのみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、A市役所の職員に勧められ国民年金に任意加入した。毎月、A市役所において、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。

申立期間についても、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間を除く昭和48年6月から61年3月までは、付加保険料もすべて納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後を通じて申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間についてのみ付加保険料を含めて国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和31年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から同年12月1日まで

私は、昭和31年7月にA社に入社し、平成6年3月に退職するまで継続して勤務していた。しかし、「ねんきん特別便」により、実習期間の最後の1か月が記録から欠落していることが判明した。申立期間も勤務していたことが分かる人事資料を提出するので、調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る従業員名簿、経歴書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和31年12月1日に同社B工場から同社C販売店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、事業所が保管する申立人に係る人事資料の資格喪失年月日の欄に昭和31年11月1日と記載されており、これは厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致することから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社B支店）における資格取得日に係る記録を昭和43年4月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月24日から同年12月1日まで

私は、昭和41年4月にA社に入社し、転勤により、43年4月に同社B支店総務部経理課に赴任した。途中退職もなく継続して勤務しており、給料も支給されていたので、欠落部分について調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る社員履歴及び雇用保険の被保険者記録並びに元同僚の証言により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年4月に本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所が保管する「社会保険資格取得喪失一覧表」の申立人に係るA社B支店の資格取得欄には昭和43年12月1日と記載されており、「健康保険厚生年金保険被保険者取得確認及び標準報酬月額決定通知書」にも同日の日付が記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年4月から11月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和52年11月21日）及び資格取得日（昭和54年3月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月21日から54年3月21日まで
私は、A社で継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、A社において昭和52年10月3日に厚生年金保険の資格を取得し、同年11月21日に資格を喪失後、54年3月21日に同社において再度資格を取得しており、52年11月から54年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。また、申立人と面識がある同僚6名は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。さらに、申立人は、申立期間における勤務形態等の変更は無かったと述べており、同僚からも、申立人の勤務形態等の変更があったことをうかがわせるような証言は無いことから、申立人は、申立期間中も申立期間前後と勤務形態等に変更無く、継続して勤務していたと認められるとともに、申立期間において、当該事業所が厚生年金保険料控除を継続しない特段の理由も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年11月から54年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社B本社）における資格取得日に係る記録を昭和42年11月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月6日から同年12月1日まで

私は、継続して勤務していたにもかかわらず、A社C支店から同社B支店へ転勤した時の記録が1か月抜けている。給与明細書を持っているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書、A社から提出された在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和42年11月6日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書の保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月31日から同年2月1日まで

A社に継続して勤務していたが、年金記録によると、加入期間に1か月の空白期間があることが判明した。昭和45年4月1日に入社し、平成14年3月1日に退社するまで、途中、転勤することはあったが、退職はしていないので、1か月の空白期間があるのには、納得がいかない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された同社の労働者名簿及び雇用保険の被保険者記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和47年2月1日にA社B本社からC本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B本社における昭和46年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしている上、事業主が資格喪失日を昭和47年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会

保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月から12年3月まで

私は、20歳になった時、学生であったので、国民年金の免除申請を行うことにした。両親が役場に行って免除申請の手続きをしてくれたが、免除申請の結果は送付されてこなかった。また、その年度の保険料の督促もなかったため、免除が認められているものと理解していた。ところが、「ねんきん特別便」で20歳になった平成10年6月から12年3月までの期間が未納になっていることを知った。2歳離れた兄に学生免除の記録があることから、私の免除が認められず、未納になっていることが納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の両親が役場で国民年金保険料の学生免除申請をしてくれ、その結果についての通知を受け取っていないが、その後、国民年金保険料の督促も受けていないことから、学生免除が認められたものと思い込んでいたと主張している。

しかし、20歳以上の学生については平成3年4月1日から強制加入となり、同時に学生の免除制度が実施された。学生たる被保険者に係る保険料の免除の適否については、「学生に係る保険料免除基準」により判断するものとき、学生たる被保険者に前年分の所得税額がないときは、親元の世帯の世帯員（当該学生たる被保険者を除く）ごとに、総所得金額から定められた一定の控除額を控除した額が基準額以上であるときは免除としないこととなっていた。申立人は申立期間当時、私立大学の学生で、親元の世帯からは別居していたことから、申立期間である10年ごろの世帯の所得に関する免除基準額は237万円となっていたが、申立人の場合、9年から11年ごろの世帯主（申

立人の父親)の給与収入は、オンライン記録から、標準報酬月額が59万円で、当時の最高等級であり、賞与も含めた年収は少なくとも800万円以上あったものと推認でき、所得の面で学生免除の基準を満たしていたとは考え難い。

また、申立人の兄は、平成8年2月から9年3月までの14か月の期間の学生免除が認められ、申立人及び世帯主である申立人の父親は「申立人の兄の免除が認められていた期間から申立人が主張している今回の申立期間までの間、申立人の父親の給与の額に大きな変化は無いのに、なぜ申立人の兄の14か月の期間だけの免除が認められ、その後、それ以上に学費が必要であった期間に免除が認められていないのは納得できない。」と主張しているが、申立人の兄が免除を認められていた期間と申立人が主張する申立期間とは異なっている上、免除申請は被保険者ごとに毎年必要であることから、兄妹の免除の認定が必ずしも同一であるとは限らないと考えられるほか、申立人の兄についても、申立期間直前の平成9年度については免除されていない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料の納付が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 2 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 2 月に結婚した後、同居していた母親が私の国民年金の加入手続を行い、妻の保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていたことを記憶している。申立期間当時は「A」姓を使用していたので間違いがあったのかもしれない。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 2 月に結婚した後、同居していた母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、妻の保険料と一緒に申立人の保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和 53 年 3 月 20 日に夫婦連番で払い出されており、申立人が申立期間当時、使用していたと主張している「A」姓を含め、これ以外に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間当時は国民年金保険料を納付することができない未加入期間であり、申立内容とは符合しない。

また、申立期間は 122 か月と長期である上、申立人の妻の国民年金の納付記録も当該期間は未納となっている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について、申立人の母親及び妻に一任しており直接関与していない上、申立人の母親及び妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から53年3月までの期間及び55年1月から56年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月から53年3月まで
② 昭和55年1月から56年2月まで

私が独身のころに母親が私の国民年金の加入手続きを行い、結婚後も継続して国民年金保険料を納付してくれていた。子供が生まれた昭和45年ごろからは私が夫婦二人分の保険料を納付していた。これほど長期にわたって保険料を納付していないということはありません。申立期間当時は「A」姓を使用していたので間違いがあったのかもしれない。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、結婚後も継続して保険料を納付してくれており、子供が生まれた昭和45年ごろからは申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、53年3月20日に夫婦連番で払い出されており、申立人が申立期間当時、使用していたと主張している「A」姓を含め、これ以外に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間①当時は国民年金保険料を納付することができない未加入期間であり、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①のうち昭和43年2月から53年3月までの期間については、申立人の夫も国民年金保険料が未納となっている上、申立人の夫及び両親が厚生年金保険被保険者となった当該期間直後の同年4月から申立人の国

民年金保険料も納付されていることから、申立人の夫及び両親の厚生年金加入の時期に合わせて申立人も国民年金に加入手続を行い、国民年金保険料を納付したものと推認される。

さらに、申立期間②について、当該期間中は両親が経営する会社の厚生年金保険に申立人の夫及び両親が加入しており、当該期間直後の昭和 56 年 3 月には申立人も同会社の厚生年金保険に加入している上、申立人の当該期間の国民年金保険料の納付に関する記憶は不明確である。

加えて、申立期間は合計 169 か月と長期であり、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 1 日から 31 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、昭和 30 年 2 月 1 日にA社に入社したにもかかわらず、同社における記録が 31 年 2 月 1 日からとなっていた。
昭和 30 年 2 月 1 日からA社に勤務していたはずなので、申立期間における記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた複数の同僚の証言から、申立人が申立期間のころに同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間を含む前後の期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる複数の同僚は、厚生年金保険の被保険者資格取得日について、自身の記憶する入社日より後の日付であるとしている上、入社後は半年から1年ほどの試用期間があり、この間は給与から厚生年金保険料は控除されていなかったとしている。

また、申立期間において、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前を確認することはできない上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月13日から60年5月10日まで

私の厚生年金保険の記録では、A社の資格喪失日が昭和58年12月13日となっており、次に勤務したB社の資格取得日が60年5月10日となっているため、空白の期間がある。A社とB社の両社は親子、兄弟会社又は元請と下請会社のような関係であったため、私はA社からB社に出向の形で移り勤務するようになった。その1年半ほどの期間会社を休んだ記憶は無く、納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社とB社は、親子、兄弟会社又は元請と下請会社のような関係で、A社からB社に出向の形で移り、勤務は連続しているはずで、1年半ほどの空白期間があるとは考えられないと主張している。しかし、A社の人事担当者は、「当社とB社とは資本関係は無く、関連会社でも下請会社でも無い。」としており、また、同社の社員名簿には、「昭和58年9月1日付でC社へ出向を命ずる」との記載及び58年12月12日に自己都合により退職した旨の記載が確認できることから、申立人が出向したのはA社の関連会社であるC社であったと考えられる。

さらに、企業年金連合会の厚生年金基金の記録では、申立人のA社の資格喪失日は昭和58年12月13日で、B社の資格取得日は60年5月10日となっていることが確認でき、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書においても、A社の離職年月日が58年12月12日、B社の雇用保険資格取得日が60年5月10日との記載があることが確認でき、いずれもオンライン記録と一致する。

加えて、C社において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録のある同

僚から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について証言を得ることはできず、A社、B社、C社ともに申立期間に係る健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の同整理番号がその期間に入り込む余地は無いものと推認される上、申立人の氏名から検索してもほかに該当する記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。